

G I 競走およびそのステップ競走に出走する 地方競馬所属馬の決定方法

地方競馬所属馬が、G I 競走およびそのステップ競走に出走する場合の申込み方法ならびに出走馬の決定方法については、以下のとおりとする。

1. G I ステップ競走

(1) 出走申込みできる馬

① 芝実績馬

当該G I 競走の出走馬決定賞金算出対象期間 (1) に芝コースにおいて実施された競走で、地方競馬所属馬として以下のいずれかの成績を収めた馬

イ 中央競馬の競走（本会が勝馬投票券を発売する海外競馬の競走を除く。以下同じ。）の重賞競走の第2着以内

ロ 中央競馬の(指定)（ただし、九州産馬限定競走を除く。）の第1着

ハ 理事長が指定する外国の競馬の競走について（平成7年理事長達第63号）に定める競走（以下「外国の重賞競走」という。）の第1着

ニ 中央競馬のオープン・3勝クラス競走の(特指)の第1着

ホ 2歳馬および3歳馬（ただし、春季競馬に限る。）のステップ競走に申し込む場合に限り、(特指)の第1着

② その他出走申込みできる馬

出走申込み締切日において、競馬番組一般事項 I の4の(3)に定める取得賞金（以下「取得賞金」という。）が2歳馬の競走で150万円超の馬、3歳馬の競走で500万円超の馬、3（4）歳以上馬の競走で1,600万円超の馬。ただし、本会の競走馬登録（日本中央競馬会競馬施行規程第28条および第29条によるものを除く。以下同じ。）を抹消したことがある馬（ただし、1歳または2歳の時に本会の競走馬登録を抹消された馬で、当該抹消時に競走に出走したことの無いものを除く。）の場合、当該出走申込み直前の抹消後、出走申込み締切日までに地方競馬所属馬として取得賞金を加算した馬に限る。

上記①および②に定めた地方競馬所属馬で、当該G I 競走に出走資格のある場合に限り出走申込みできる。

(2) 出走申込み

出走申込みは、第2および第3希望の競走を併記することができる。ただし、出走できるステップ競走は、各G I 競走につき1競走のみとする。

(3) 出走予定馬の選定方法

当該ステップ競走の出走申込み締切日までの競走成績により、以下の順位に従って決定する。

- 順位 1 上記(1)①に定めた成績を収めた馬
- 2 上記(1)②に定めた馬

なお、同順位の馬が多数ある場合には、2歳馬および3歳馬の競走においては取得賞金の多い順、3（4）歳以上馬の競走においては各馬の取得賞金に、当該競走の出走馬決定賞金算出対象期間（1）に獲得した一般事項Ⅰの4の(3)のロからトに定める額および当該競走の出走馬決定賞金算出対象期間（2）にGⅠ競走で獲得した一般事項Ⅰの4の(3)のロからトに定める額を加えた金額の多い順に決定する。

同額の場合は抽選により決定する。

(4) 出走馬の選定方法

下記のとおり出走馬を決定する。

- ① 上記(1)①に該当する馬は、当該ステップ競走に優先出走できる。
- ② 上記(1)②に該当する馬は、出馬投票締切前日までの成績をもとに、中央競馬所属馬を含めた当該競走の出走馬の選定方法において優位である場合に限り出走できる。

2. GⅠ競走

(1) 出走申込みできる馬

- ① フェブラリーステークス、宝塚記念、ジャパンカップ、チャンピオンズカップおよび有馬記念には、当該GⅠ競走に出走資格のある場合に限り出走申込みすることができる。ただし、取得賞金が1,600万円以下の馬は出走申込みできないものとする。
- ② 上記①以外の競走には、下記イからハに定めた地方競馬所属馬が当該GⅠ競走に出走資格のある場合に限り出走申込みできる。
 - イ 地方競馬所属馬として、所定のGⅠステップ競走において、別表内「GⅠ競走に優先出走できる馬」に定める成績を収めた馬
 - ロ 地方競馬所属馬として、GⅠステップ競走以外の所定の重賞競走において、別表内「その他GⅠ競走に優先出走できる馬」に定める成績を収めた馬
 - ハ 地方競馬所属馬として、下表右欄に定める成績を収めた馬（ただし、それぞれ下表左欄の競走に限る。）
- ③ 上記①および②にかかわらず、一般事項Ⅴの2の（4）のイの左欄に定める競走に優先出走を認められた馬については、当該GⅠ競走に限り、出走申込みできる。

<p>3歳馬および3（4）歳以上馬のGⅠ競走（フェブラリーステークス、宝塚記念、ジャパンカップ、チャンピオンズカップおよび有馬記念競走を除く）</p>	<p>当該GⅠ競走の出走馬決定賞金算出対象期間（1）に芝コースにおいて行う、中央競馬のGⅠ競走または外国の重賞競走のGⅠ競走の第2着</p>
---	--

(2) 出走予定馬の選定方法

出走申込みのあった地方競馬所属馬全馬を出走予定馬とする。

(3) 出走馬の選定方法

下記のとおり出走馬を決定する。

- ① 上記(1)②イ・ロおよび③に該当する馬は、当該G I 競走に優先出走できる。
- ② その他の馬については、出馬投票締切前日までの成績をもとに、中央競馬所属馬を含めた当該競走の出走馬の選定方法において優位である場合に限り出走できる。